

中日本高速道路株式会社 第16回定時株主総会

参考書類

日 時：令和3年6月24日（木） 午後1時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第16期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第 16 期 報 告 書

2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 3 1
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 4 3
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書謄本	P 5 6
監査役会監査報告書謄本	P 6 0

中日本高速道路株式会社

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込み等により非常に厳しい状況となりました。

一方、高速道路ネットワークの早期整備や、計画的な老朽化対策の推進、災害に対する強靱性・対応力の強化、地域振興の核となるサービスエリアの展開等、当社グループが果たすべき社会的使命は、一層重くなっています。

このような中、当社グループは、少子高齢化や人口減少、社会インフラの老朽化、ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、民営化 20 年に向けて進むべき方向性を示した「経営計画チャレンジ V (ファイブ) 2016-2020」の最終年度を迎え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、4つの経営方針「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」、「安全・快適を高める技術開発の推進」、「社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献」、「社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化」に基づく取組みを着実に進めるとともに、2020 年度までの取組みを踏まえ、2021 年度からの次期 5 カ年の方向性を示した「経営計画チャレンジ V 2021-2025」を策定しました。さらに、経営方針を実現するため、高速道路の機能強化、自動運転等のイノベーションに対応した高速道路の進化等を定めた「高速道路における安全・安心実施計画」に基づき、高速道路の安全性、信頼性や使いやすさの向上に継続して取り組んでいます。

高速道路の安全性向上については、2012 年 12 月 2 日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を受けて策定した「安全性向上3カ年計画」の成果を踏まえた「安全性向上への5つの取組み方針」に基づき、当社グループ一体となって「安全を最優先とする企業文化の醸成」、「道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善」、「安全活動の推進」、「安全を支える人財の育成」、「安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進」に取り組んでいます。また、「笹子トンネル天井板崩落事故を風化させない」、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という安全意識の維持向上を目的として、2021 年3月、東京都八王子市に安全研修施設「安全啓発館」を設置しました。当研修施設により、リスクの感度を高め、安全を最優先して自律的に行動できる人財を育成していきます。

技術開発については、高速道路の安全性向上と機能強化の取組みをさらに高度化・効率化していくため、点検の高度化、老朽化した高速道路を健全にするための技術や、路上作業における安全性向上につながる技術開発及び ICT や AI (Artificial Intelligence : 人工知能) の導入にグループ一体となって取り組んでまいりました。また、車の自動運転の実現と普及に向け、道路と車の通信により交通規制や落下物などの道路情報をより早くより正確に提供する新たな ITS (Intelligent Transport Systems : 高度道路交通システム) の開発に官民協働

で取り組むとともに、運転制御、操作支援技術の開発や、維持管理車両の自動運転化の研究開発を進めています。

地域の活性化や課題解決への貢献については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限される中、高速道路の利用増を地域の観光消費に直結させるドライブプラン(高速道路周遊パスと観光施設の利用券などをセットにした旅行商品)の販売などの地域観光振興、耕作放棄地を活用した農業事業の展開などの地域活性化、自治体への新型コロナウイルス感染症対策支援物資の提供、災害時の協力体制の構築や地域見守り活動への参画などの地域の防災、防犯等に取り組んでまいりました。また、訪日外国人旅行者に安心して便利に高速道路をご利用いただけるよう、標識に路線番号を用いて案内するナンバリングを概成させるとともに、案内表示の多言語化や休憩施設での案内ピクトサインの整備を進めました。

経営基盤の強化については、業務プロセスの見直しや業務システムの構築、改修による業務効率化や、自律的に考え行動する人財の育成等を通して、グループ全体の生産性向上に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、お客さまと当社グループ社員の感染防止及び事業継続計画(BCP)の観点から、リモートワークを活用した在宅勤務やサテライトオフィスでの勤務を推奨するとともに、執務室や会議室における飛沫防止対策を行うなど、「新しい生活様式」に即した業務体制を確立しました。

引き続き、お客さまに安心して高速道路をご利用いただけるよう、「経営計画チャレンジ V 2021-2025」に基づく取組みを着実に実施していくとともに、中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を決して忘れることなく、ご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

当期における当社グループの業績は、営業収益が 875,514 百万円(前期比 15.1%減)、営業損失が 5,905 百万円(前期は営業利益 14,345 百万円)、経常損失が 3,810 百万円(前期は経常利益 16,323 百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失が 6,388 百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益 11,167 百万円)となりました。

次に、当社の個別の業績は、営業収益が 856,688 百万円(前期比 14.9%減)、営業損失が 6,038 百万円(前期は営業利益 9,497 百万円)となりました。このうち、高速道路事業営業損失は 3,428 百万円、関連事業営業損失は 2,609 百万円となりました。また、経常損失が 4,096 百万円(前期は経常利益 11,557 百万円)、当期純損失が 4,910 百万円(前期は当期純利益 8,490 百万円)となりました。

営業収益の減少は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い料金収入が減少したことによるものです。なお、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第7号。以下「特措法」という。)第 51 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「高速道路機構」という。)に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は 576,243 百万円(前期比 16.5%減)でした。

事業別の状況は、次のとおりです。

(建設事業)

当連結会計年度においては、新東名高速道路御殿場ジャンクション～浜松いなさジャンクション間約 145 kmの6車線化事業について、2020年12月22日に全線完成させました。また、東海北陸自動車道白川郷インターチェンジ～小矢部砺波ジャンクション間の4車線化事業について、2020年11月7日に城端サービスエリア～福光インターチェンジ間の上下線 2.3 kmを完成させるとともに、残る区間についても着実に推進しています。

当連結会計年度において推進したその他の建設事業としては、新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジ～新御殿場インターチェンジ間、東京外かく環状道路中央ジャンクション(仮称)～東名ジャンクション(仮称)間、東海環状自動車道山県インターチェンジ～大野神戸インターチェンジ間及び養老インターチェンジ～大安インターチェンジ間の新設事業、新名神高速道路亀山西ジャンクション～甲賀土山インターチェンジ間の6車線化事業並びに東海環状自動車道土岐ジャンクション～美濃加茂インターチェンジ間及び紀勢自動車道大宮大台インターチェンジ～紀勢大内山インターチェンジ間の4車線化事業が挙げられます。また、新東名高速道路新御殿場インターチェンジ～御殿場ジャンクション間は2021年4月10日、名古屋第二環状自動車道名古屋西ジャンクション～飛島ジャンクション間は2021年5月1日に開通することを、2021年2月19日及び同月26日にそれぞれ公表しています。

お客さまの利便性の向上と地域の活性化のため、6箇所のスマートインターチェンジ(東名高速道路豊田上郷スマートインターチェンジ(愛知県豊田市)、同綾瀬スマートインターチェンジ(神奈川県綾瀬市)、中央自動車道談合坂スマートインターチェンジ(山梨県上野原市)、同座光寺スマートインターチェンジ(長野県飯田市)、北陸自動車道上市スマートインターチェンジ(富山県中新川郡上市町)、首都圏中央連絡自動車道厚木PAスマートインターチェンジ(神奈川県厚木市))及び1箇所の地域活性化インターチェンジ(東海北陸自動車道一宮稲沢北インターチェンジ(愛知県一宮市))を開通させました。

また、モデル事務所において ICT 活用工事や3次元モデルを活用した調査・測量・設計にも取り組むなど、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す「i-Construction」を推進しています。

(保全・サービス事業)

保全・サービス事業では、安全を最優先に、信頼性の高い高速道路ネットワークとお客さまに満足いただけるサービスを24時間365日提供するため、高速道路の点検と、維持・補修・修繕を行いました。

道路構造物等の点検に関しては、日々の高速道路の巡回による点検を行っているほか、橋梁やトンネルについては、2014年度に改正された道路法施行令を踏まえた「保全点検要領(構造物

編)」に則り、5年に1度、近接目視等による詳細点検を行っています。また、変状が確認された構造物は、計画的に補修を進めています。

高速道路ネットワークを健全な状態で次世代に引き継ぐため、高速道路リニューアルプロジェクトにおいて、構造物を最新の技術で再施工又は補修・補強し、建設当初と同等以上の性能・機能へ回復させることによって、高速道路ネットワークの機能を長く健全に保つよう取り組んでいます。

2016年4月に発生した熊本地震における橋梁の被災状況を踏まえ、緊急輸送道路としての機能を速やかに回復し、お客さまに安心してご利用いただけるよう、橋梁の耐震補強を進めています。

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故に繋がるおそれのある重量超過等の車両制限令に違反する車両に対しては、取締りを強化し、悪質な違反者に対する刑事告発、大口多頻度割引停止措置等を講ずるとともに、自動計測装置の整備による常時取締りに取り組みました。

交通事故対策としては、暫定2車線区間における正面衝突事故防止のため、これまでのラバーポールに代えて一部区間で設置したワイヤーロープについて、検証結果を踏まえ、土工区間への本格整備に取り組みました。また、逆走重大事故ゼロを実現するため、民間から公募した技術等の現地展開を進めるとともに、交通安全の啓発活動に取り組みました。

渋滞対策として、東名高速道路(大和トンネル付近、東名三好インターチェンジ付近)、中央自動車道(小仏トンネル付近、相模湖バスストップ付近、三鷹バスストップ付近)及び名神高速道路(一宮ジャンクション付近)の付加車線設置事業について着実に推進しました。また、休憩施設における駐車場の混雑対策として、駐車マスの拡充や混雑情報提供の拡充にも取り組んでいます。

大規模災害時の対応力強化については、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」などに則り、高速道路ネットワークを活用した迅速な緊急輸送ルートを確保するため、参集拠点等に大規模災害時に備えた資機材の備蓄を行っています。また、防災訓練やお客さまの安全確保を目的に避難誘導訓練を実施し、訓練により顕在化した課題への対応、関係機関との連携強化等に努めています。

大雪等荒天時の通行確保として、除雪体制の強化、立ち往生車両を早期に発見するための監視カメラの増設、救援車両の配備、大雪事前広報、関係機関との連携強化等に取り組みました。加えて、短期間の集中的な大雪時には、人命を最優先に大規模な車両滞留を回避すべく、関係機関と連携し、事前通行止めを実施しました。

新型コロナウイルス感染予防対策については、「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を策定し、高速道路を利用されるお客さまへの感染予防に取り組みました。

さらに、先端のICT技術・ロボティクス技術の導入などにより、少子高齢化やデジタル技術の進展などによる社会環境の変化、お客さまニーズの多様化を踏まえた情報提供の高度化など、当社グループを取り巻く環境の変化に対応しつつ、高速道路モビリティの進化に貢献する革新的なプロジェクト「i-MOVEMENT(アイムーブメント)」を推進しています。また、当プロジェクトの実現のため、コンソーシアム方式によりオープンイノベーションを推進する組織として設立した「イノベーション交流会」において、「高速道路のモビリティマネジメント」、「高速道路のインフラマネジメント」及び

「現場オペレーションの高度化」の各テーマに関し、提案された技術の高速道路保全マネジメントへの適用性の実証に取り組んでいます。

(関連事業)

関連事業では、サービスエリア事業及びその他の関連事業として地域開発事業、観光振興事業、カードサービス事業、海外事業、技術外販事業等に取り組んでいます。

<サービスエリア事業>

サービスエリア事業では、NEOPASA(ネオパーサ)、EXPASA(エクスパパーサ)をはじめとするサービスエリア、パーキングエリアを 181 箇所で開催しており、地域の特色を活かした店舗づくり、魅力ある商品の販売、地元と連携した取組み等、特徴と魅力あるサービスエリアづくりを展開しました。

各サービスエリア、パーキングエリアでは、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言に伴う自治体からの要請に基づく一部店舗の営業時間の短縮や営業休止、お客さまに安全に、安心して店舗をご利用いただけるよう、国が発表した「新しい生活様式」に対応した店舗の定期的な消毒やレジ待ち位置の明示、客席の間隔確保等の取組みを行いました。また、人同士の接触機会を削減するため、モバイルオーダーや高速道路で初となるドライブスルー形式店舗の試行導入、テイクアウトメニューを拡充したキャンペーンを行いました。

東名高速道路海老名サービスエリア(下り線)は、「EXPASA 海老名(下り線)」として、2020 年7月 22 日にグランドオープンしました。また、伊勢自動車道安濃サービスエリア(下り線)と北陸自動車道小矢部川サービスエリア(上り線)も、2020 年 12 月 10 日と同月 18 日にそれぞれリニューアルオープンしました。

<その他の関連事業>

地域開発事業では、東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジに隣接する複合商業施設「テラスゲート土岐」でテナント入替やホテルを誘致し、地域の活性化や誘客に努めました。

また、地域が抱える課題の解決及び地域活性化への貢献として、持分法適用関連会社である中日本ファームすずなり株式会社において、浜松市内の耕作放棄地等を活用し野菜(レタス、枝豆等)を栽培し販売しました。

社宅跡地の活用では、東京都町田市、浜松市、三重県津市、三重県桑名市、愛知県豊川市及び富山県富山市で宅地分譲事業を行いました。また、川崎市で区分所有するマンションをリノベーションし、販売しています。

観光振興事業では、88 の観光施設及び 62 の宿泊施設と連携し、高速道路と観光施設及び宿泊施設の利用券等をセットとしたドライブプランを販売しました。

海外事業では、2017 年度に参入したベトナム国の有料道路・フリーバイパス事業や、同国の建設会社と締結した戦略的パートナーシップ協定を起点として、同国への技術移転等を実施しました。また、2019 年4月にフィリピン国メロパシフィック・トールウェイズと締結した技術協力覚書に

基づき、今後の技術協力と同国における事業展開のための情報交換を実施しました。

このほか、フィリピン国の現地法人「NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.」は、2020年12月からダバオ市バイパス建設事業のトンネル設備工事などに参画し、米国の現地法人「NEXCO Highway Solutions of America Inc.」は、2019年度に引き続き、舗装点検ソリューション等、道路管理に関するコンサルティング業務等の受注に向け営業活動を行っています。

コンサルティングサービスは、2019年度に引き続き、タジキスタン国やザンビア国等において4件の業務を実施するとともに、タイ国及びタジキスタン国において2件の新規業務を受注し、現地技術者の能力向上等に貢献しました。

国内の技術外販事業として、2019年度に引き続き、「ETC 多目的利用サービスの拡大」の実現に向けた検討を進め、ETC 技術の活用に関し、ドライブスルー店舗において決済サービスを試行しました。

当社の国際・技術事業部及び総合安全推進部と当社グループ会社である箱根ターンパイク株式会社は、箱根ターンパイクの道路等の資産の適切な状態の維持とサービスレベルの向上を目的に、2021年3月にアセットマネジメントシステム国際規格 ISO55001 の認証を取得しました。

このほか、東海旅客鉄道株式会社と締結した協定に基づき、中央新幹線(リニア)事業に係る用地取得の支援業務を行いました。

(中央自動車道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事の施工不良事案への対応について)

2020年11月4日に公表した、橋梁の耐震補強工事で鉄筋が不足する施工不良事案については、2020年11月16日に事案の原因究明のための調査と再発防止のあり方の提言を行うための外部有識者による「E20 中央道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事施工不良に関する調査委員会」を設置しました。

当該調査委員会からの「中間とりまとめ」を受け、2020年12月28日に「当面の再発防止策」を策定、公表するとともに、当該再発防止策に取り組んでいます。

また、その後の調査により得られた新たな事実・検証結果に基づく実効性のある再発防止策について、今後も追加、改善を加えたいと考えて取り組んで参ります。

(2)設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結計算書類及び計算書類において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路の工事完了時等においては高速道路機構に帰属することとなり、それ以降は当社の資産としては計上されないこととなります。

また、高速道路機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、高速道路機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せて、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条の規定に基づく協定に基づき当社が高速道路機構から借り受けます。この高速道路機構から

当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は37,361百万円です。

なお、当連結会計年度に高速道路機構に帰属した道路資産の総額は、222,769百万円です。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に26,250百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・中央自動車道談合坂スマートインターチェンジ他5スマートインターチェンジ及び東海北陸道一宮稲沢北インターチェンジの開通に伴う料金徴収施設の新築
- ・湿塩散布車等(46台)の購入

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に2,496百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・東名高速道路海老名サービスエリア(下り線)及び北陸自動車道小矢部川サービスエリア(上り線)のリニューアル等

(3) 資金調達状況

当連結会計年度の道路建設事業資金等に充てるため、次のとおり、総額 802,751 百万円の社債を発行するとともに、金融機関等から総額 134,098 百万円の借入れを行い、総額 936,849 百万円を調達しました。

種別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
社債		
中日本高速道路株式会社第 83 回社債(3年債)	2020 年4月 20 日	100,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 84 回社債(5年債)	2020 年7月 10 日	100,000 百万円
NEXCO 中日本第3回米ドル建て短期社債(1年未満)	2020 年7月 13 日	16,033 百万円
中日本高速道路株式会社第5回豪ドル建て社債(5年債)	2020 年8月4日	7,530 百万円
NEXCO 中日本第3回ユーロ建て短期社債(1年未満)	2020 年8月7日	73,042 百万円
NEXCO 中日本第4回ユーロ建て短期社債(1年未満)	2020 年8月 12 日	13,946 百万円
中日本高速道路株式会社第 15 回米ドル建て社債(5年債)	2020 年9月 29 日	42,512 百万円
NEXCO 中日本第5回ユーロ建て短期社債(1年未満)	2020 年9月 29 日	15,701 百万円
中日本高速道路株式会社第 85 回社債(5年債)	2020 年 10 月 21 日	100,000 百万円
NEXCO 中日本第6回ユーロ建て短期社債(1年未満)	2020 年 11 月6日	82,715 百万円
NEXCO 中日本第7回ユーロ建て短期社債(1年未満)	2020 年 11 月6日	52,399 百万円
中日本高速道路株式会社第 16 回米ドル建て社債(グリーンボンド(気候変動適応))(5年債)	2020 年 12 月 10 日	41,789 百万円
中日本高速道路株式会社第 86 回社債(5年債)	2021 年1月 22 日	30,000 百万円
NEXCO 中日本第4回米ドル建て短期社債(1年未満)	2021 年3月1日	19,119 百万円
中日本高速道路株式会社第 87 回社債(5年債)	2021 年3月 18 日	90,000 百万円
NEXCO 中日本第8回ユーロ建て短期社債(1年未満)	2021 年3月 30 日	17,963 百万円
社債 計		802,751 百万円
長期借入金		
長期借入金(4年) 株式会社三菱 UFJ 銀行他	2021 年3月 30 日	30,000 百万円
長期借入金 計		30,000 百万円
合計		832,751 百万円

(注) 1. 上記のほか、財務省から103,000百万円の財政融資資金、高速道路機構から1,098百万円の無利子借入金の借入れを行いました。

2. 発行額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、これまでの「経営計画チャレンジ V 2016-2020」における取組みの中で明らかになった課題や、今後想定される環境変化に対応し、企業理念に掲げる当社グループの役割や社会的使命をより高いレベルで果たしていくための方向性を社内外に明確に示した「経営計画チャレンジ V 2021-2025」を策定しました。この中で、次の4点を2021年度からの5カ年における新たな経営方針とし、その達成に向けて着実に業務に取り組むとともに、更なる高みを目指して挑戦し続けていきます。なお、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が当社グループの経営にもたらす影響は非常に大きいものと考えられるため、引き続き状況を注視し、必要な対策を行ってまいります。

I 安全性向上に向けた不断の取組みの深化

安全は当社グループにおける経営の根幹かつすべての経営方針につながるものとして経営方針の最上位に位置づけています。高速道路の構造物だけでなく、安全文化の醸成も含めた幅広い“安全”に対応し、「安全性向上3カ年計画」を継承した次の取組みを深化させていきます。

・安全性向上への「5つの取組み方針」

- 1.安全を最優先とする企業文化の醸成
- 2.道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善
- 3.安全活動の推進
- 4.安全を支える人財の育成
- 5.安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進

II 高速道路の機能強化と広くお客さまに利用される高速道路空間への進化

高速道路の新規開通、4車線・6車線化、構造物の老朽化への対応や激甚化・頻発化する自然災害への対応を着実に実施することで、お客さまに安心・快適な高速道路空間をお届けするとともに、“移動”だけでなく幅広い視点で高速道路をご利用いただくことにつなげ、地域の発展に貢献します。

III デジタル化や脱炭素化などの環境変化に適応した新たな価値創造への挑戦

デジタル社会や脱炭素社会の進展などの環境変化を見据え、当社グループの技術やノウハウを基に、お客さまや地域社会などステークホルダーの皆さまとの協働を通じて、新たな価値の創造に挑戦します。さらに、事業活動を通じてCO₂削減などの環境保全に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

IV お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応え続けるための経営基盤の強化

当社グループのあらゆる活動を支える経営基盤を強化していくため、環境変化への感度が高く強い現場力を持つ人財の育成、デジタル化の推進などによる生産性の向上、コーポレートガバナ

ンスの確立、情報発信の充実や地域との交流による事業理解の促進などに取り組み、これらの取り組みを通じて、ステークホルダーの皆さまの期待に応えます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	2017年度 第13期	2018年度 第14期	2019年度 第15期	2020年度 第16期 (当連結会計年度)
営業収益	972,076 百万円	1,455,242 百万円	1,031,407 百万円	875,514 百万円
経常利益又は経常損失(△)	8,593 百万円	16,621 百万円	16,323 百万円	△3,810 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	19,813 百万円	10,102 百万円	11,167 百万円	△6,388 百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	152 円 41 銭	77 円 70 銭	85 円 90 銭	△49 円 14 銭
総資産	1,532,372 百万円	1,337,198 百万円	1,633,772 百万円	2,148,655 百万円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度(第14期)の期首から適用しており、2017年度(第13期)に係る財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	2017年度 第13期	2018年度 第14期	2019年度 第15期	2020年度 第16期 (当事業年度)
営業収益	948,733 百万円	1,430,266 百万円	1,006,483 百万円	856,688 百万円
経常利益又は経常損失(△)	7,056 百万円	11,124 百万円	11,557 百万円	△4,096 百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	21,018 百万円	7,392 百万円	8,490 百万円	△4,910 百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	161 円 67 銭	56 円 86 銭	65 円 31 銭	△37 円 77 銭
総資産	1,506,396 百万円	1,308,075 百万円	1,600,395 百万円	2,115,610 百万円

(注) 「東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則」の一部改正」(国土交通

省令第6号(令和元年5月22日)を2018年度(第14期)の期首から適用しており、2017年度(第13期)に係る財産及び損益の状況の推移については、当該会計規則を遡って適用した後の指標となっております。

(6) 重要な子会社等の状況 (2021年3月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	名称	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	45 百万円	100%	サービスエリア・パーキングエリア 内商業施設の管理・運營業務
②	中日本エクストール横浜株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金收受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会 社	100 百万円	100%	高速道路の料金收受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古 屋株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 東京株式会社	90 百万円	100%	高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 名古屋株式会社	90 百万円	100%	高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東 名株式会社	30 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中 央株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名 古屋株式会社	45 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北 陸株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑫	NEXCO 中日本サービス株式会社	75 百万円	100%	サービスエリア・コンシェルジュ業 務、人材サービス、不動産事業等
⑬	中日本高速技術マーケティング株 式会社	30 百万円	100%	商品販売・開発及びコンサルティング 業務
⑭	合同会社 NEXCO 中日本インベス トメント	10 百万円	100%	不動産事業、国内外のインフラ事 業等の投資事業
⑮	NEXCO Highway Solutions of America Inc.	1,800 千 米ドル	100%	高速道路の調査、コンサルティング 業務及び技術外販事業
⑯	NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.	50 百万 フィリピンペソ	100%	フィリピン国の高速道路の建設、コ ンサルティング業務等

⑰	中日本ハイウェイ・リテール横浜株式会社	35 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運営業務
⑱	中日本ハイウェイ・リテール名古屋株式会社	20 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運営業務
⑲	中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社	30 百万円	100% (100%)	高速道路の自動販売機事業、飲食事業等
⑳	艾客思國際股份有限公司	15 百万 台湾ドル	100% (100%)	高速道路商業施設等の開発、管理及び運営
㉑	中日本高速オートサービス株式会社	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両管理業務
㉒	NEXCO 中日本開発株式会社	90 百万円	100% (100%)	商業施設等の開発、管理及び運営業務
㉓	箱根ターンパイク株式会社	37 百万円	100% (100%)	自動車道事業の経営、管理及び運営業務

(注) 1. 議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数です。

2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	100 百万円	27.6% (3.2%)	トラックターミナルの管理、運營業務
②	中日本ファームすずなり株式会社	35 百万円	39.0%	農産物の生産・加工・販売等
③	株式会社 NEXCO システムズ	50 百万円	33.3%	料金、経理、人事、給与等基幹システムの運用管理業務
④	株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査、研究及び開発業務
⑤	株式会社 NEXCO 保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理業、生命保険募集業等
⑥	ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	30.0% [9.7%]	料金収受機械保守業務
⑦	日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	29.4%	海外の高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理に関する業務
⑧	中日本施設管理株式会社	30 百万円	20.0% (20.0%)	高速道路の付帯設備に関する保全点検業務
⑨	株式会社デーロス・ジャパン	99 百万円	30.3% (30.3%)	道路構造物の調査・診断及び補修・補強事業

(注) 1. 資本金及び議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数であり、議決権比率の[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数です。

(7) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

当社グループは、1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及びこれらに関連する事業を行っています。

【高速道路事業】

新東名高速道路をはじめとする5道路113kmの建設を行う建設事業、東名高速道路をはじめとする営業中の23道路2,151kmの改築、維持、修繕その他の管理並びに東名高速道路をはじめとする計11道路302kmの大規模更新及び大規模修繕を行う保全・サービス事業を行っています。

【関連事業】

サービスエリア事業及びその他の関連事業として地域開発事業、観光振興事業、カードサービス事業、海外事業、技術外販事業等を行っています。

(8) 主要な営業所(2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社(名古屋市)

支社等

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市)

金沢支社(石川県金沢市)

高速道路事務所2箇所、工事事務所8箇所、保全・サービスセンター22箇所
ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

中日本エクシス株式会社(名古屋市)

中日本エクストール横浜株式会社(横浜市)

中日本エクストール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社(東京都新宿区)

中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社(東京都新宿区)

中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社(横浜市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社(東京都八王子市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社(石川県金沢市)

NEXCO中日本サービス株式会社(名古屋市)

中日本高速技術マーケティング株式会社(名古屋市)

合同会社NEXCO中日本インベストメント(名古屋市)

NEXCO Highway Solutions of America Inc.(米国テキサス州)

NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.(フィリピン国マカティ市)

中日本ハイウェイ・リテール横浜株式会社(横浜市)

中日本ハイウェイ・リテール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社(横浜市)

艾客思國際股份有限公司(台湾台北市)

中日本高速オートサービス株式会社(愛知県稲沢市)

NEXCO中日本開発株式会社(名古屋市)

箱根ターンパイク株式会社(神奈川県小田原市)

(9) 従業員の状況(2021年3月31日現在)

① 当社グループ(企業集団)の使用人の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	10,059(1,577)名
サービスエリア事業	536(916)名
その他(関連)事業	95(81)名
全社(共通)	365(12)名
合 計	11,055(2,586)名

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、当事業年度の平均人員を()内に外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,218 名	41.2 歳	17.7 年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	16,945 百万円
株式会社三菱 UFJ 銀行	16,280 百万円
株式会社三井住友銀行	16,010 百万円
信金中央金庫	11,220 百万円
農林中央金庫	11,220 百万円

(注) 1. 上記のほか、財務省を借入先とする財政融資資金借入残高が103,000百万円あります。

2. 借入金残高は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況(2021年3月31日現在)

①発行可能株式総数 520,000,000 株

②発行済株式の総数 130,000,000 株

③株主数 1名

④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
財務大臣	130,000,000 株	100.00%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
種村 均	取締役会長	株式会社ノリタケカンパニーリミテド 相談役 大同特殊鋼株式会社 社外取締役 中京テレビ放送株式会社 社外取締役 名港海運株式会社 社外取締役 株式会社三十三フィナンシャルグループ 社外取締役
宮池 克人	代表取締役社長 兼最高経営責任者(CEO)兼グループ CEO 兼最高執行責任者(COO)兼グループ COO 総合安全推進部担当	中部電力株式会社 特別嘱託
増田 優一	代表取締役 副社長執行役員 総務本部長 兼倫理・法令遵守担当(CCO) 兼グループ CCO	
藤井 元生	取締役 常務執行役員 技術・建設本部長	
源島 良一	取締役 常務執行役員 保全企画本部長	
布目 弘司	取締役 常務執行役員 関連事業本部長	
近藤 清久	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼情報セキュリティ統括担当(CISO) 兼グループ CISO	
小山 徹	常勤監査役	
寺田 雅史	常勤監査役	
白石 真澄	監査役	関西大学政策創造学部 教授 旭化成株式会社 社外取締役 新関西国際空港株式会社 社

		外監査役 菱洋エレクトロ株式会社 社外 取締役 イーサポートリンク株式会社 社 外監査役
山口千秋	監査役	イビデン株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役種村均氏は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 常勤監査役寺田雅史氏、監査役白石真澄氏及び監査役山口千秋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 2020年6月23日の第15回定時株主総会の終結の時をもって、取締役茶村俊一氏は、任期満了により退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等

① 報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主 総会決議に基 づく報酬	7名	121,974,000円	4名	43,872,000円	11名	165,846,000円

- (注) 1. 上記支給額のほか、役員退職慰労金として、2013年及び2014年に退任した役員へ計14,486,570円を支給しております。
2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金13,533,048円(取締役7名9,953,088円、監査役4名3,579,960円)を計上しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2005年9月28日開催の創立総会において、それぞれ年額200百万円以内、年額70百万円以内と決議しております。なお、当該創立総会終結時点の取締役及び監査役の員数はそれぞれ5名、3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月23日開催の取締役会にて代表取締役宮池克人に取締役の個人別の報酬額の具体的内容に係る決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	種村 均	就任後開催の取締役会 10 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	寺田 雅史	当事業年度に開催の取締役会 13 回の全てに、また、監査役会 14 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	白石 真澄	当事業年度に開催の取締役会 13 回のうち 12 回に、また、監査役会 14 回のうち 13 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	山口 千秋	当事業年度に開催の取締役会 13 回の全てに、また、監査役会 14 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

② 社外役員の報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	1名	5,850,000 円	3名	26,736,000 円	4名	32,586,000 円

(注) 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 2,659,020 円を計上しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

区分	氏名	概要
取締役	種村 均	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	小山 徹	
監査役	寺田 雅史	
監査役	白石 真澄	
監査役	山口 千秋	

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者の範囲	概要
会社の全ての役員(取締役・監査役)及び執行役員	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に行った違法行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じています。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	72,500 千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	150,460 千円

(注) 1. 監査役会は、総務本部経理部及び会計監査人からの報告内容等を基に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 2 項の同意をしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めています。

3. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会社法等の法令違反のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等から適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会付議議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規

範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員(CCO)を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に社内の安全を横断的に担当する組織を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。なお、情報セキュリティについては、「NEXCO 中日本 CSIRT(Computer Security Incident Response Team)」体制を確立するとともに、情報セキュリティ統括担当役員(CISO)を設置し、情報管理体制を強化しています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化します。

また、取締役会の機能強化と経営効率の向上のため、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催して重要な事項について審議するとともに、職務の執行に関する権限と責任

を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、各子会社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の討議・共有のため、取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。各子会社は、全体会議の開催に先立ち、業務の執行状況等について当社に報告します。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ子会社の経営上重要な事項については、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

各子会社は、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定することなどにより、それぞれ職務を効率的に執行します。

また、子会社においても「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を適用するとともに、各子会社に倫理・法令遵守担当役員(CCO)を設置し、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスを推進します。

さらに、各子会社においても、コンプライアンスに関する社内相談窓口を設置するとともに、当社が設置する「コンプラ弁護士ホットライン」を利用できるようにし、安心して相談ができる環境を整えます。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営

会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査業務を補助するため、監査役室を設置し、法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任のスタッフを必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で法律、会計又は技術に関する高度な知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況並びに「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、コンプライアンスに関する相談窓口の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしません。

そして、上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行った者がそのことを理由として不利益を受けることはない旨を規程に定めることなどにより、実効性を確保します。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行上必要な費用について、監査役会があらかじめ予算を計上

できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償することができるようにします。

①その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期的に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期的に意見交換を行います。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

なお、本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取締役会に業務の実施状況を報告しています。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、NEXCO 中日本グループCCO会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。

・人事・倫理委員会を開催し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備等について審議しています。

・取締役会を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。

・入札監視委員会を開催し、契約手続の透明性・公正性の向上に努めています。

・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。

・「風通しの良い職場づくり(スマイル・コンプライアンス)第2期行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会の議事録等取締役の職務執行に係る文書等は、「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき適正に保存及び管理をしています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「中日本高速道路株式会社リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を開催

し、経営施策とそれらに紐付くリスクの一元的なモニタリングを行っています。

- ・「中日本高速道路株式会社防災業務要領」や「中日本高速道路株式会社業務継続計画（BCP）」の適時適切な見直し等により、道路事業リスクに関する危機管理体制を強化しています。また、「安全性向上への5つの取組み方針」に基づく施策の実施にあたり、総合安全推進部を事務局とする安全性向上有識者会議を開催し、安全性向上に対する専門知識や実務経験が豊富な外部有識者の意見を求め、当該施策を着実に推進させるとともに、経営陣による安全に関するメッセージの発信、各職場における安全討議の実施等により、安全を最優先とする企業文化の構築を図っています。

- ・メールシステム等の各種システムについては災害耐性の強化のため、クラウドサービスへの移行を進めています。

- ・情報セキュリティ対策規程に基づき、「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」を確立しています。

- ・外部からの脅威に対応するため、監視体制等を強化しています。また国・関係機関などと連携し、サイバーテロ対策に取り組んでいます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会及び経営会議を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。

- ・「中日本高速道路株式会社職務権限・責任規程」を制定し、職務の執行に関する権限と責任を明確にしています。

- ・「中日本高速道路株式会社組織規程」を制定し、本社及び支社の所掌事務を明確に区分し、的確な業務の執行の体制を整備しています。

- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。また、「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、社内研修等を実施しています。

- ・「コンプラホットライン」や「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えています。

- ・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。

- ・「風通しの良い職場づくり(スマイル・コンプライアンス)第2期行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。
- ・「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。
- ・「中日本高速道路株式会社グループ会社管理規程」に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ、子会社の経営上重要な事項については当社の事前承認又は当社への報告を求めることにより、グループ全体のガバナンスを強化しています。
- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を子会社にも適用し、また、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。
- ・監査部は、当社及びグループ会社の監査結果を経営会議に報告しています。
- ・「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」をグループ一体で確立し、グループ全体のセキュリティを強化しています。
- ・「情報セキュリティ事故等対応マニュアル」を作成し、情報セキュリティ事故等の対応手順をグループ全体で共有・運用しています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・専任の監査役スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。また、弁護士等の専門家を活用し、監査を適正に行うことに努めています。
- ・監査役スタッフの人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を要件とし、独立性を確保しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、監査役に定期又は随時報告しています。
- ・取締役会、経営会議、グループ戦略会議等の当社及び当社グループの重要会議に監査役が出席することを関係規程類に定めるなどしています。
- ・「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき、監査役が重要書類を閲覧できるようにしています。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確

保するための体制

- ・当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしていません。
- ・上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることはない旨をグループ各社の倫理行動規準に規定し、不利益な取扱いをしていません。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の職務の執行上必要な費用を監査役会があらかじめ予算計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償できるようにしています。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と取締役、監査部及び会計監査人との定期的な意見交換を行っています。また、グループ監査役連絡会を開催し、監査役と子会社の監査役との意見交換を行っています。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び比率については、特段の記載がない限り、金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ記載しています。

貸 借 対 照 表

2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		201,279
高速道路事業営業未収入金		192,825
未収入金		27,550
未収収益		21
短期貸付金		172
仕掛道路資産		1,329,089
商品		333
原材料		726
貯蔵品		590
受託業務前払金		7,703
前払金		2,120
前払費用		487
その他		59,048
貸倒引当金		△ 7
流動資産合計		1,821,942
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,363	
減価償却累計額	△ 1,211	1,152
構築物	51,753	
減価償却累計額	△ 13,587	38,165
機械及び装置	114,347	
減価償却累計額	△ 72,711	41,636
車両運搬具	43,067	
減価償却累計額	△ 31,359	11,707
工具、器具及び備品	7,688	
減価償却累計額	△ 5,191	2,496
土地		252
建設仮勘定		3,462
無形固定資産		4,725
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	46,689	
減価償却累計額	△ 21,241	25,448
構築物	11,126	
減価償却累計額	△ 6,559	4,567
機械及び装置	3,109	
減価償却累計額	△ 2,183	926
工具、器具及び備品	580	
減価償却累計額	△ 433	146
土地		109,409
建設仮勘定		1,221
無形固定資産		403
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	12,134	
減価償却累計額	△ 5,435	6,698
構築物	1,290	
減価償却累計額	△ 802	488
機械及び装置	37	
減価償却累計額	△ 17	20
車両運搬具	7	
減価償却累計額	△ 7	0
工具、器具及び備品	3,214	
減価償却累計額	△ 2,162	1,051
土地		6,356
リース資産	3,590	
減価償却累計額	△ 611	2,979
建設仮勘定		110
無形固定資産		14,095
		17,705
		31,800

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	101		
減価償却累計額	△ 100	1	
構築物	13		
減価償却累計額	△ 13	0	
工具、器具及び備品	4		
減価償却累計額	△ 4	0	
土地		613	614
E 投資その他の資産			614
関係会社株式		8,947	
投資有価証券		53	
関係会社出資金		0	
長期貸付金		54	
長期前払費用		2,280	
繰延税金資産		1,236	
その他		1,367	
貸倒引当金		△ 55	13,883
固定資産合計			292,020
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		1,638	
その他の社債発行費		8	
繰延資産合計			1,647
資 産 合 計			<u>2,115,610</u>
(負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		195,306	
1年以内返済予定長期借入金		483	
1年以内償還予定社債		188,230	
リース債務		637	
未払金		26,585	
未払費用		462	
預り連絡料金		2,780	
預り金		30,610	
受託業務前受金		20,009	
前受金		95	
前受収益		381	
賞与引当金		1,400	
その他		3,935	
流動負債合計			470,918
II 固定負債			
道路建設関係社債		1,168,950	
道路建設関係長期借入金		139,071	
その他の長期借入金		50,005	
リース債務		2,587	
受入保証金		18,323	
退職給付引当金		39,579	
役員退職慰労引当金		78	
ETCマイレージサービス引当金		7,390	
その他		409	
固定負債合計			1,426,397
負 債 合 計			<u>1,897,315</u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
資本金		65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	
その他資本剰余金	6,650	
資本剰余金合計	<u>71,650</u>	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	28,966	
跨道橋耐震対策積立金	2,395	
安全対策・サービス高度化積立金	21,008	
別途積立金	33,375	
繰越利益剰余金	△ 4,101	81,644
利益剰余金合計		<u>81,644</u>
株主資本合計		<u>218,294</u>
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		<u>0</u>
評価・換算差額等合計		<u>0</u>
純 資 産 合 計		<u>218,294</u>
負 債 純 資 産 合 計		<u>2,115,610</u>

損 益 計 算 書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	576,260	
道路資産完成高	222,769	
受託業務収入	3	
その他の売上高	646	
	646	799,680
2 営業費用		
道路資産賃借料	380,257	
道路資産完成原価	222,769	
管理費用	200,078	
受託業務費用	3	
高速道路事業営業損失 (△)		△ 3,428
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	46,342	
休憩所等事業収入	8,666	
不動産賃貸収入	68	
その他の事業収入	1,930	
	1,930	57,007
2 営業費用		
受託業務費用	46,156	
休憩所等事業費	10,965	
不動産賃貸費用	30	
その他の事業費用	2,464	
	2,464	59,616
関連事業営業損失 (△)		△ 2,609
全事業営業損失 (△)		△ 6,038
III 営業外収益		
受取利息		26
受取配当金		1,113
物品売却益		0
土地物件貸付料		171
雑収入		675
		1,987
IV 営業外費用		
支払利息		23
社債発行費償却		13
雑損失		8
		45
経常損失 (△)		△ 4,096
V 特別利益		
固定資産売却益		358
		358
VI 特別損失		
固定資産売却損		15
固定資産除却損		307
減損損失		564
		888
税引前当期純損失 (△)		△ 4,625
法人税、住民税及び事業税		30
法人税等調整額		254
		284
当期純損失 (△)		△ 4,910

株主資本等変動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2020年4月1日 期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
事業年度中の変動額				
高速道路事業積立金の積立				
跨道橋耐震対策積立金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期純損失(△)				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2021年3月31日 期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							
	利益剰余金							株主資本合計
	その他利益剰余金						利益剰余金合計	
	高速道路事業積立金	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日 期首残高	19,854	4,200	21,008	385	32,211	8,895	86,554	223,205
事業年度中の変動額								
高速道路事業積立金の積立	9,111					△ 9,111	—	—
跨道橋耐震対策積立金の取崩		△ 1,804				1,804	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 385		385	—	—
別途積立金の積立					1,164	△ 1,164	—	—
当期純損失(△)						△ 4,910	△ 4,910	△ 4,910
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	9,111	△ 1,804	—	△ 385	1,164	△ 12,996	△ 4,910	△ 4,910
2021年3月31日 期末残高	28,966	2,395	21,008	—	33,375	△ 4,101	81,644	218,294

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日期首残高	△ 1	△ 1	223, 203
事業年度中の変動額			
高速道路事業積立金の 積立			—
跨道橋耐震対策積立金の 取崩			—
固定資産圧縮積立金の 取崩			—
別途積立金の積立			—
当期純損失 (△)			△ 4, 910
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	2	2	2
事業年度中の変動額合計	2	2	△ 4, 908
2021年3月31日期末残高	0	0	218, 294

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ③ 原材料、貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETC マイレージサービス引当金

ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、2009年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

① 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

② その他の社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

① 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「固定資産受贈益」（当事業年度30百万円）は、重要性が乏しくなったため、「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。

② 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「物品売却損」（当事業年度1百万円）は、重要性が乏しくなったため、「営業外費用」の「雑損失」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 564 百万円、固定資産 278,136 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 1 (6) 会計上の見積りに関する注記 (固定資産の減損)」の内容と同一であります。

(繰延税金資産の回収可能性)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額) 1,236 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 1 (6) 会計上の見積りに関する注記 (繰延税金資産の回収可能性)」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第 8 条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 1,168,950 百万円 (額面額 1,168,950 百万円)

② その他の社債 188,230 百万円 (額面額 188,230 百万円)

③ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,060,024 百万円

なお、上記の他、「投資有価証券」53 百万円、「投資その他の資産 その他」10 百万円を担保に供しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券 (国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	431,000 百万円
西日本高速道路㈱	7 百万円
合 計	431,007 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,093,024 百万円

なお、上記引渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 184,928 百万円 (額面額)、道路建設関係長期借入金が 33,000 百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,648 百万円
長期金銭債権	131 百万円
短期金銭債務	73,127 百万円
長期金銭債務	3,653 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	3 百万円
車両運搬具	27 百万円
関連事業固定資産	
建物	8 百万円
構築物	27 百万円
機械及び装置	186 百万円
合 計	253 百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	8,728 百万円
営業費用	169,932 百万円
営業取引以外の取引による取引高	10,080 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	130,000,000 株
------	---------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	2,053 百万円
貸倒引当金	19 百万円
賞与引当金	428 百万円
退職給付引当金	12,114 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,261 百万円
その他	2,656 百万円
繰延税金資産小計	19,533 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 2,053 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 16,145 百万円
評価性引当額小計	△ 18,199 百万円
繰延税金資産合計	1,334 百万円

繰延税金負債

その他	△ 98 百万円
繰延税金負債合計	△ 98 百万円
繰延税金資産の純額	1,236 百万円

8. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	408,632 百万円
1 年超	16,259,736 百万円
合 計	16,668,369 百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされています。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされています。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)	財務省(財務大臣)	(被所有)直接100%	資金の借入等	資金の借入(注)	103,000	道路建設関係長期借入金	53,000
						その他の長期借入金	50,000
				利息の支払(注)	1	未払費用	1

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入利率は財政投融资資金貸付金利が適用されております。なお、担保は提供しておりません。

二 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	380,257	高速道路事業営業未収入金	80,749
						高速道路事業営業未払金	41,636
			道路資産、債務の引渡し及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	222,769	高速道路事業営業未収入金	54,540
				債務の引渡し及び債務保証(注2)	217,928	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注3)	431,000	—	—
				債務保証(注4)	875,096	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、前事業年度までに引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

10. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,679.18円
一株当たり当期純損失金額	△ 37.77円

11. 重要な後発事象に関する注記

(社債及びコマーシャル・ペーパーの発行)

(1) 当社は、以下の条件で普通社債及びコマーシャル・ペーパーを発行しました。

区分	NEXCO 中日本第 5 回米ドル建て短期社債 (固定債)
発行総額	金 2.33 億米ドル[金 251 億円]
利率	年 0.430 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2021 年 5 月 6 日
償還期日	2022 年 4 月 28 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 1 回米ドル建て コマーシャル・ペーパー
発行総額	金 0.4 億米ドル[金 43 億円]
利率	年 0.000 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 99 円 66 銭 1 厘
払込期日	2021 年 6 月 1 日
償還期日	2022 年 5 月 27 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業の資金

(2) 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 17 回米ドル建て社債 (固定債)
発行総額	金 2.5 億米ドル[金 273 億円]
利率	年 1.352 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2021 年 4 月 28 日
償還期日	2026 年 4 月 28 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 88 回社債
発行総額	金 950 億円
利率	年 0.050 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2021 年 5 月 10 日
償還期日	2026 年 5 月 8 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 89 回社債
発行総額	金 600 億円
利率	年 0.050 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2021 年 6 月 1 日
償還期日	2026 年 6 月 1 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受けがなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとされております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

連結貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		205,960
2. 高速道路事業営業未収入金		192,820
3. 未収入金		29,491
4. 仕掛道路資産		1,327,325
5. 棚卸資産		3,656
6. その他		71,062
貸倒引当金		<u>△8</u>
流動資産合計		1,830,308
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	73,169	
減価償却累計額	<u>△32,848</u>	40,321
(2) 構築物	67,808	
減価償却累計額	<u>△22,744</u>	45,063
(3) 機械及び装置	118,373	
減価償却累計額	<u>△75,384</u>	42,989
(4) 車両運搬具	46,398	
減価償却累計額	<u>△33,530</u>	12,867
(5) 工具、器具及び備品	18,076	
減価償却累計額	<u>△12,189</u>	5,886
(6) 土地		120,320
(7) リース資産	8,622	
減価償却累計額	<u>△2,341</u>	6,281
(8) 建設仮勘定		<u>4,900</u>
有形固定資産合計		278,631
2. 無形固定資産		20,864
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		7,680
(2) 繰延税金資産		3,728
(3) 退職給付に係る資産		869
(4) その他		4,999
貸倒引当金		<u>△74</u>
投資その他の資産合計		<u>17,204</u>
固定資産合計		316,699
III 繰延資産		
1. 道路建設関係社債発行費		1,638
2. その他の社債発行費		<u>8</u>
繰延資産合計		<u>1,647</u>
資 産 合 計		<u><u>2,148,655</u></u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		158,473
2. 1年以内返済予定長期借入金		618
3. 1年以内償還予定社債		188,230
4. 未払金		53,312
5. 未払法人税等		833
6. 賞与引当金		4,119
7. その他		<u>30,849</u>
流動負債合計		436,437
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		1,168,950
2. 道路建設関係長期借入金		139,071
3. 長期借入金		50,375
4. 役員退職慰労引当金		211
5. ETCマイレージサービス引当金		7,390
6. 退職給付に係る負債		60,707
7. その他		<u>34,124</u>
固定負債合計		<u>1,460,830</u>
負 債 合 計		<u><u>1,897,268</u></u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	73,011	
3. 利益剰余金	123,423	
株主資本合計	261,435	261,435
II その他の包括利益累計額		
1. その他有価証券評価差額金	80	
2. 為替換算調整勘定	11	
3. 退職給付に係る調整累計額	△10,140	
その他の包括利益累計額合計	△10,048	△10,048
純 資 産 合 計	251,386	251,386
負債純資産合計	2,148,655	2,148,655

連結損益計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	875,514	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	380,257	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	427,982	
3. 販売費及び一般管理費	73,179	
営業損失(△)	881,419	△5,905
III 営業外収益		
1. 受取利息	30	
2. 土地物件貸付料	199	
3. 負ののれん償却額	342	
4. 持分法による投資利益	713	
5. その他	902	
2,187	902	2,187
IV 営業外費用		
1. 支払利息	45	
2. 社債発行費償却	13	
3. その他	33	
93	33	93
経常損失(△)		△3,810
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	360	
2. 投資有価証券売却益	10	
370	10	370
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損	21	
2. 固定資産除却損	408	
3. 減損損失	616	
4. その他	26	
1,073	26	1,073
税金等調整前当期純損失(△)		△4,513
法人税、住民税及び事業税	1,297	
法人税等調整額	576	
1,874	576	1,874
当期純損失(△)		△6,388
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△6,388

連結株主資本等変動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2020年4月1日期首残高	65,000	73,011	129,811	267,823
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△6,388	△6,388
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△6,388	△6,388
2021年3月31日期末残高	65,000	73,011	123,423	261,435

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2020年4月1日期首残高	29	4	△12,364	△12,329	255,493
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△6,388
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	51	6	2,223	2,281	2,281
連結会計年度中の変動額合計	51	6	2,223	2,281	△4,107
2021年3月31日期末残高	80	11	△10,140	△10,048	251,386

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 23社
- ・連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本高速技術マーケティング㈱、(同)NEXCO 中日本インバースメント、NEXCO Highway Solutions of America Inc.、NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.、中日本ハイウェイ・リテール横浜㈱、中日本ハイウェイ・リテール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱、艾客思國際股份有限公司、中日本高速オートサービス㈱、NEXCO 中日本開発㈱、箱根ターンパイク㈱

当連結会計年度において、連結子会社でありました中日本ロード・メンテナンス金沢㈱は、2020年4月1日付で、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱を存続会社、中日本ロード・メンテナンス金沢㈱を消滅会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、連結子会社でありました中日本ロード・メンテナンス東京㈱は、2020年7月1日付で、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱を存続会社、中日本ロード・メンテナンス東京㈱を消滅会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、連結子会社でありました中日本ロード・メンテナンス東海㈱は、2020年7月1日付で、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱を存続会社、中日本ロード・メンテナンス東海㈱を消滅会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、連結子会社でありました中日本ロード・メンテナンス中部㈱は、2020年10月1日付で、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱を存続会社、中日本ロード・メンテナンス中部㈱を消滅会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 9社
- ・会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO 保険サービス、ハイウェイ・トール・システム㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、中日本ファームすずなり㈱、中日本施設管理㈱、(株)デーロス・ジャパン

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

・商品、製品、仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	3年～60年
機械及び装置	4年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ニ. ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

その他の社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

ウ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

エ. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、2009年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

オ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

カ. 重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

ウ. ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

ク. のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんは、効果の発現期間が見積もり可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

コ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- ① 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「固定資産受贈益」(当連結会計年度 30 百万円)は、重要性が乏しくなったため、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。
- ② 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「物品売却損」(当連結会計年度 2 百万円)は、重要性が乏しくなったため、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)を当連結会計年度の連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(6) 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- ① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
減損損失 616 百万円、固定資産 299,495 百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

遊休資産の処分及び事業の廃止に関する意思決定により、将来キャッシュ・フローを見積り、回収可能価額まで減損損失を計上しております。

また、遊休資産及び事業の廃止に係る資産を除く資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

なお、将来キャッシュ・フローは、中期経営計画やその後の事業展開などを考慮し見積りを行っております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りの基礎となる中期経営計画の算定にあたっては、過去の実績、現下の状況、将来の交通需要や投資計画など様々な要素を勘案しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大により減少した交通需要等は、翌連結会計年度末に向けて緩やかに回復していくと仮定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

中期経営計画における前提条件が変動することにより、結果として、翌連結会計年度において固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

- ① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
繰延税金資産(純額) 3,684 百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、課税所得の見積りは、中期経営計画を基に見積りを行っております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画の算定にあたっては、過去の実績、現下の状況、将来の交通需要や投資計画など様々な要素を勘案しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大により減少した交通需要等は、翌連結会計年度末に向けて緩やかに回復していくと仮定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

中期経営計画における前提条件が変動することにより、結果として、翌連結会計年度において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 1,168,950百万円 (額面額 1,168,950百万円)
- ② その他の社債 188,230百万円 (額面額 188,230百万円)
- ③ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,060,024百万円

なお、上記の他、「投資有価証券」53百万円、「投資その他の資産 その他」25百万円を担保にしております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	431,000百万円
西日本高速道路(株)	7百万円
合 計	431,007百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,093,024百万円

なお、上記引渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が184,928百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が33,000百万円減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

建物	45百万円
構築物	27百万円
機械及び装置	190百万円
車両運搬具	27百万円
合 計	291百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式

130,000,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い日本道路公団から承継したものと並びに会社資産の設備投資に係る資金調達及び国から受託した工事に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債については、為替変動リスク及び金利変動リスクに晒されており、社債発行時に、通貨スワップ及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債に振当処理を行っているもの及び金利スワップ取引をヘッジ手段として、特例処理を行っているものがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込む等して管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止する等して市場リスクを管理しております。

外貨建社債は、為替変動リスク及び金利変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

ニ. デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていません。(注2)参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	205,960	205,960	—
(2)高速道路事業営業未収入金	192,820	192,820	—
(3)未収入金	29,491	29,491	—
(4)投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100	101	1
②その他有価証券	220	220	—
資産計	428,594	428,595	1
(1)高速道路事業営業未払金	158,473	158,473	—
(2)未払金	53,312	53,312	—
(3)未払法人税等	833	833	—
(4)道路建設関係社債	1,168,950	1,168,531	△418
(5)その他の社債（1年以内に償還予定のその他の社債）	188,230	188,231	0
(6)道路建設関係長期借入金（1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む）	139,555	137,048	△2,506
(7)長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	50,510	50,498	△11
負債計	1,759,865	1,756,928	△2,937

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)高速道路事業営業未収入金及び(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

満期保有目的の債券及びその他有価証券については、取引所の価格によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)道路建設関係社債及び(5)その他の社債（1年以内に償還予定のその他の社債）

主として市場価格に基づき算定しております。

(6)道路建設関係長期借入金（1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む）及び(7)長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債又はその他の社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債又はその他の社債の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,359

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス㈱が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸するとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	5,366	4,829
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	133,196	101,759

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,933.74円
1株当たり当期純損失金額	△49.14円

7. 重要な後発事象に関する注記

（株式取得による子会社化）

当社は、高速道路の休憩所事業のサービス向上を目的として、㈱オアシスパークの株式を取得し、子会社としました。

株式取得した会社の名称	㈱オアシスパーク
事業の内容	岐阜県営公園「世界淡水魚園」（アクア・トトぎふを除く）の指定管理業務として、公園管理のほか、東海北陸自動車道川島パーキングエリア内および公園内の商業施設に関する企画、開発、管理、運営ならびに各種イベントの企画、運営
規模	資産 713百万円 負債 154百万円 純資産 559百万円 (2020年3月31日現在)
株式取得の時期	2021年4月1日
取得した株式の数	5,140株
取得価額	260百万円
取得した議決権比率	54.3%
取得後の議決権比率	54.3%

(社債及びコマーシャル・ペーパーの発行)

(1) 当社は、以下の条件で普通社債及びコマーシャル・ペーパーを発行しました。

区分	NEXCO 中日本第 5 回米ドル建て短期社債 (固定債)
発行総額	金 2.33 億米ドル [金 251 億円]
利率	年 0.430 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2021 年 5 月 6 日
償還期日	2022 年 4 月 28 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び 第 2 号の事業の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 1 回米ドル建て コマーシャル・ペーパー
発行総額	金 0.4 億米ドル [金 43 億円]
利率	年 0.000 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 99 円 66 銭 1 厘
払込期日	2021 年 6 月 1 日
償還期日	2022 年 5 月 27 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び 第 2 号の事業の資金

(2) 当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 17 回米ドル建て 社債 (固定債)
発行総額	金 2.5 億米ドル [金 273 億円]
利率	年 1.352 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2021 年 4 月 28 日
償還期日	2026 年 4 月 28 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び 第 2 号の事業の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 88 回社債
発行総額	金 950 億円
利率	年 0.050 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2021 年 5 月 10 日
償還期日	2026 年 5 月 8 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び 第 2 号の事業の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 89 回社債
発行総額	金 600 億円
利率	年 0.050 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2021 年 6 月 1 日
償還期日	2026 年 6 月 1 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び 第 2 号の事業の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受けがなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月1日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良知久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水谷洋隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都成哲 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年6月1日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由良知久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水谷洋隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都成哲 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、インターネット等を経由した手段も活用しながら、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを立会い等を通じて確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、新型コロナウイルス対策について、感染防止に向けた取組みを適切に実施していることを確認しました。また、事業報告に記載のとおり、中央自動車道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事の施工不良事案への対応については、その原因の究明及び再発防止に取り組んでいることを確認しており、引き続きその推移を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年 6月 9日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 小 山 徹 印

常勤監査役（社外監査役） 寺 田 雅 史 印

社外監査役 白 石 真 澄 印

社外監査役 山 口 千 秋 印

中日本高速道路株式会社 第16回定時株主総会

(決議事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

P 1

第1号議案 剰余金の処分の件

当期における剰余金の処分については、次のとおりといたしたく存じます。

高速道路事業に係る損失については、地方公共団体等が管理するロックンブール橋脚を有する跨道橋の耐震対策のために会社が負担した費用のうち、工事が完了した額を「跨道橋耐震対策積立金」から取り崩して処理することとし、残余する損失については、「高速道路事業積立金」を取り崩して処理することとしたいと存じます。

関連事業に係る損失については、「別途積立金」を取り崩して処理することとしたいと存じます。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年6月9日法律第100号)第12条第1項第8号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金に係る利益については、「繰越利益剰余金」といたしたく存じます。

【剰余金の処分に関する事項】

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	4,490,888,054 円
---------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

高速道路事業積立金	1,361,476,124 円
-----------	-----------------

別途積立金	2,158,713,280 円
-------	-----------------

跨道橋耐震対策積立金	970,698,650 円
------------	---------------

(注)安全対策・サービス高度化積立金の取崩しを行う場合は取締役会の決議によります。